

労働基準監督署に設置又は休止報告が必要な機械等

	届出の必要な事由	報告・届出書等	提出期日	提出先	様式	関係条文
機械等の設置又は休止報告	移動式ボイラを設置しようとする場合	ボイラ設置報告書	あらかじめ	所轄労働基準監督署長	様式第12号	ボイラー則11条
	ボイラーを設置している者がボイラーの使用を休止しようとする場合で、その休止期間が検査証の有効期間を経過した後にわたる場合	ボイラ休止報告書	検査証の有効期間中	所轄労働基準監督署長	様式任意	ボイラー則45条
	第一種圧力容器を設置しようとしている者がボイラーの使用を休止しようとする場合で、その休止期間が検査証の有効期間を経過した後にわたる場合	第一種圧力容器休止報告書	検査証の有効期間中	所轄労働基準監督署長	様式任意	ボイラー則80条
	小型ボイラーを設置した場合	小型ボイラー設置報告書	遅滞なく	所轄労働基準監督署長	様式第26号	ボイラー則91条
	クレーン(つり上げ荷重が0.5トン以上3トン未満(スタッカ式クレーンにあっては0.5トン以上1トン未満))を設置しようとする場合	クレーン設置報告書	あらかじめ	所轄労働基準監督署長	様式第9号	クレーン則11条
	クレーン(つり上げ荷重が3トン以上(スタッカ式クレーンにあっては1トン以上))を設置している者がクレーンの使用を休止しようとする場合で、その休止期間が検査証の有効期間を経過した後にわたる場合	クレーン休止報告書	検査証の有効期間中	所轄労働基準監督署長	様式任意	クレーン則48条
	移動式クレーン(つり上げ荷重が3トン以上)を設置しようとする場合	移動式クレーン設置報告書	あらかじめ	所轄労働基準監督署長	様式第9号	クレーン則61条
	移動式クレーン(つり上げ荷重が3トン以上)を設置している者が移動式クレーンの使用を休止しようとする場合で、その休止期間が検査証の有効期間を経過した後にわたる場合	移動式クレーン休止報告書	検査証の有効期間中	所轄労働基準監督署長	様式任意	クレーン則89条
	デリック(つり上げ荷重が0.5トン以上2トン未満)を設置しようとする場合	デリック設置報告書	あらかじめ	所轄労働基準監督署長	様式第25号	クレーン則101条
	デリック(つり上げ荷重が2トン以上)を設置している者がデリックの使用を休止しようとする場合で、その休止期間が検査証の有効期間を経過した後にわたる場合	デリック休止報告書	検査証の有効期間中	所轄労働基準監督署長	様式任意	クレーン則133条
	エレベータ(積載荷重が0.25トン以上1トン未満)を設置しようとする場合(ただし、設置から廃止までの期間が60日未満のものは除く)	エレベータ設置報告書	あらかじめ	所轄労働基準監督署長	様式第29号	クレーン則145条
	エレベータ(積載荷重が1トン以上)を設置している者がエレベータの使用を休止しようとする場合で、その休止期間が検査証の有効期間を経過した後にわたる場合	エレベータ休止報告書	検査証の有効期間中	所轄労働基準監督署長	様式任意	クレーン則167条
	簡易リフト(積載荷重が0.25トン以上)を設置しようとする場合	簡易シフト設置報告書	あらかじめ	所轄労働基準監督署長	様式第29号	クレーン則202条
	ゴンドラを設置している者がゴンドラの使用を休止しようとする場合で、その休止期間が検査証の有効期間を経過した後にわたる場合	ゴンドラ休止報告書	検査証の有効期間中	所轄労働基準監督署長	様式任意	ゴンドラ則32条
その他	既存の化学物質以外の化学物質を製造し、又は輸入しようとする事業者	新規化学製造・輸入届	あらかじめ	厚生労働大臣	様式第4号の3	安衛則34条の4